



▼定められた喫煙場所では、
こを吸う(加熱式たばこも
同様)
▼子どもや患者に対しては、
たばこの煙を吸わせないよ
うに配慮する

【禁煙外来を行っている町内医療機関】

医療機関名	電話番号
矢吹医院	(62) 2169
小川医院	(62) 2132
かねこ内科外科 クリニック	(72) 0660
町立猪苗代病院	(62) 2350

「たばこをやめたくてもやめられない」。それはニコチン依存症という病気です。禁煙できないのは意思が弱いからではありません。大切なのは「たばこをやめたい」という気持ちです。禁煙外来では、禁煙補助薬などを使って禁煙治療を行っており、ニコチン依存症と診断されると健康保険が適用されます。

あなたの禁煙をサポート

たばこの葉を燃えない温度で蒸し焼きにする加熱式たばこの喫煙者が急増しています。加熱式たばこにもニコチンや発がん性物質が含まれており、健康被害へのリスクを高める可能性は否定できず、たばこの安全な代替品とはならないことが指摘されています。

加熱式たばこにも注意！

喫煙者の皆さんへ
ルールを守り、
受動喫煙を防ぎましょう

受動喫煙対策は、従来の「マナー」から「ルール」に代わります。喫煙者には、法律で周囲への「配慮義務」が課せられます。一人一人がルールを守り、受動喫煙を防ぎましょう。

なくそう！望まない受動喫煙 受動喫煙防止の新ルール

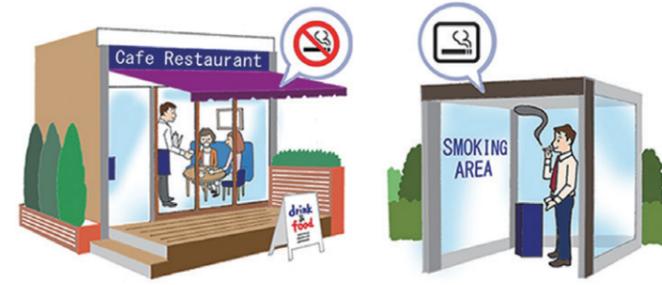
令和元年7月から病院や学校、行政機関で敷地内禁煙のルールがスタートしました。令和2年4月からは、飲食店やオフィス、事業所などでも原則屋内禁煙となります。

望まない受動喫煙を
防止する取り組みが強化

たばこの煙には多くの化学物質が含まれ、このうち人体に悪影響を及ぼす発がん性物質が70種類以上あるといわれています。

自分の意思に関わらず、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることを受動喫煙といいます。受動喫煙によって、たばこを吸わない人もたばこに含まれる有害物質の影響を受け、肺がんや脳卒中、乳幼児突然死症候群などの病気のリスクが高まります。日本でも受動喫煙が原因で年間に約1万5千人がこれらの疾患で亡くなっていると推計されています。

受動喫煙を防止する取り組みを強化するため平成30年に健康増進法が改正され、令和元年7月から一部が施行され



ました。また、改正健康増進法が令和2年4月1日から全面施行となり、飲食店をはじめめとした多くの施設が原則屋内禁煙となります。

たばこに関するルールが変わります

喫煙を目的とするパー・スナック、公衆喫煙所など

令和2年4月から
「施設内で喫煙可能」

○受動喫煙防止の構造設備基準に適合した室内空間に限り、喫煙目的室を設けることができます。喫煙目的室では、喫煙に加え、飲食を始めとするサービス等を提供することを可能としています。

飲食店・オフィス
事務所・工場など

令和2年4月から
「原則屋内禁煙」

○喫煙専用室の設置が可能ですが、標識掲示が必要です。
○既存の飲食店は経過措置がありますが、店内喫煙可とするためには保健所への届け出が必要です。

病院・学校・行政
機関の庁舎など

令和元年7月から
「敷地内禁煙」



※全ての施設で喫煙可能部分には利用者、従業員ともに20歳未満の人は立ち入り禁止です。

違反した場合、施設管理者には最高で50万円の罰則(過料)が適用されることもありますので、法律が全面施行されるまでに適切な対処をお願いいたします。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。



【問い合わせ先】
保健福祉課 健康づくり係
☎(62)2115

「空気のきれいな施設」募集中です！

たばこの煙は本人のみでなく、周囲の人の健康にも有害なため、受動喫煙防止対策が進められています。

県では、禁煙に取り組んでいる施設を認証し、ホームページで公表しています。

町内では、町役場や飲食店など、1月末現在で合計17件が認証されています。県民の皆さんが安心して過ごせる場所を増やすため、皆さんからの申請をお待ちしています。

- 対象施設 人の集まる県内のあらゆる種類の施設
- 認証要件 屋内が終日禁煙で、禁煙であることを表示していること
施設や店舗のある階の共有スペースに灰皿を置いていないこと
- 申請方法 認定申請書に必要事項を記入の上、会津保健福祉事務所に直接申請してください。詳細は、県のホームページをご覧ください。
- 問い合わせ先 会津保健福祉事務所 健康増進課
☎(29)5519



空気のきれいな施設



県ホームページQRコード